

どうこうえんごじぎょう
同行援護事業

じゅうようじこうせつめいしよ

重要事項説明書

どうこうえんご
(同行援護サービス利用に関する説明書)

ひめじししゃかいふくしきょうぎかい
姫路市社会福祉協議会 ヘルパー事業室

していじぎょうしょばんごう どうこうえんご
指定事業所番号 同行援護 2814000192

じゅうしよ ひめじしくりやまちょう
住所: 姫路市栗山町151-2

でんわ
電話: 079-224-3525

どうこうえん ごじぎょう じゅうようじ こうせつめいしょ
同行援護事業 重要事項説明書

(れいわ ねん がつ にちげんざい)
(令和7年7月1日現在)

利用者、利用者が児童である場合はその保護者(以下、「利用者」といいます。)
が利用されようと考えている同行援護サービスについて、契約を締結する前に
知っておいていただきたい重要事項を厚生労働省令第171号に基づき、ご説明
いたします。分かりにくいことがあれば、遠慮なくご質問ください。

じぎょうしゃがいよう
1. 事業者概要について

ほうじんかく・めいしょう 法人格・名称	しゃかいふくしほうじん ひめじししゃかいふくしきょうぎかい 社会福祉法人 姫路市社会福祉協議会
しよざいち 所在地	ひょうごけん ひめじしやすださんちようめ ばんち 兵庫県姫路市安田三丁目1番地
れんらくさき 連絡先	そうむか でんわ 079-222-4212 FAX 079-222-4256
だいひょうしゃ 代表者	りじちよう たけだ ゆういち 理事長 竹田 佑一
せつりつねんがっぴ 設立年月日	しょうわ ねん がつ にち せつりつ 昭和26年3月22日 設立
じぎょうないよう 事業内容	ふれあい食事サービス事業、ふれあいネットワーク事業、子育て支援事業、ふれあいサロン事業、居宅介護支援事業、訪問介護事業、第一号訪問事業、通所介護事業、第一号通所介護事業、(介護予防)福祉用具貸与・福祉用具販売事業、障害福祉サービス事業、移動支援事業、法人後見事業、入退院等支援サービス事業、その他社会福祉に関する事業

りようしゃ どうこうえんご ていきよう じぎょうしよ
2. 利用者に同行援護サービスを提供する事業所について

じぎょうしよ しよざいとう
(1) 事業所の所在等

じぎょうしよめい 事業所名	ひめじししゃかいふくしきょうぎかい じぎょうしつ 姫路市社会福祉協議会ヘルパー事業室
しよざいち 所在地	ひょうごけん ひめじしくりやまちよう くりやまべっかん かい 兵庫県姫路市栗山町151-2 栗山別館5階
れんらくさき 連絡先	でんわ 079-224-3525 FAX 079-287-1323
していじぎょうしよばんごう 指定事業所番号	どうこうえんご 2814000192 同行援護
じぎょうかいしじ 事業開始時期	かいしねんげつ へいせい ねん がつ び 開始年月 平成23年10月1日
サービスを提供	ひめじし いきない いえしまちよう のぞ 姫路市域内(家島町を除く。)

する実施地域	
--------	--

(2)事業の目的および運営の方針

事業の目的	社会福祉法人姫路市社会福祉協議会が開設する姫路市社会福祉協議会ヘルパー事業室が行う指定同行援護の事業の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の介護福祉士、同行援護員等が介護給付費の受給決定を受けた利用者に対し、適正な同行援護を提供する事を目的とする。
事業の方針	(1)本事業は、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活ができるように配慮して同行援護員を派遣して外出時における移動の介護、生活等に関する相談及び助言、その他生活全般にわたる援助を行います。 (2)本事業は、利用者の意思及び人格を尊重し、虐待を防止して権利擁護に取り組み、常に利用者の立場に立ったサービスを提供します。 (3)本事業の運営に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町や障害福祉サービス事業者、医療、保健、福祉サービスを提供する機関等との連携に努めます。 上記の他、「指定障害福祉サービス事業の人員等、設備及び運営に関する基準」を遵守します。

3. 当事業所の従業員について

事業所の管理者	介護サービス課 係長 涌水 美枝
---------	------------------

職種	員数	業務内容
サービス提供責任者 (コーディネーター)	1名以上	利用申し込みに係る調整、同行援護員等に対する技術指導、同行援護計画等の作成を行います。
同行援護員 (ヘルパー)	3名以上	外出時における移動の介護及び相談、助言を行います。

4. 営業日・営業時間について

営業日	月曜日から金曜日まで(祝日、国民の休日及び12月29日から1月3日までを除く)
営業時間	午前8時35分から午後5時20分
サービス提供日	日曜日から土曜日まで(12月29日から1月3日までを除く)
サービス提供時間	午前7時から午後10時

5. 提供するサービスの内容について

同行援護サービスの内容は介護給付費の支給対象となる以下の通りとします。

(1) 移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援(代筆・代読を含む)

(2) 移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護

(3) 排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助

(4) 生活等に関する相談、助言

6. サービス利用料金について

(1) 指定同行援護を提供した場合の利用料の額は、市町村が定める給付費の定率(1割)を利用者負担額として支払を受けます。

同行援護サービス(日中のみ)の主な利用料金

利用時間	サービス利用料金	利用者負担額
30分未満	2,137円	213円
30分以上1時間未満	3,379円	337円
1時間以上1時間30分未満	4,886円	488円
1時間30分以上2時間未満	5,609円	560円
2時間以上2時間30分未満	6,342円	634円

じ かん ぶんいじょう じ かん みまん 2時間30分以上3時間未満	えん 7,075円	えん 707円
じ かん いじょう 3時間以上	えん 7,808円 30分増すごとに えん 743円	えん 780円 30分増すごとに えん 74円

かくしゅか さん 各種加算

かくしゅか さん 各種加算	り ょう り ょう きん サービス利用料金	り ょう し ゃ ふ た ん が く 利用者負担額
しょかい か さん 初回加算	えん 2,036円	えん 203円
り ょう し ゃ ふ た ん じ ょ う げ ん が く か ん り か さん 利用者負担上限額管理加算 (つき かい げ ん ど 月1回を限度)	えん 1,527円	えん 152円
きんきゅうじたいおう か さん つき かい げ ん ど 緊急時対応加算(月2回を限度)	えん 1,018円	えん 101円

ちゅう 注1 かいごきゅうふひ てきょう ばあい り ょう し ゃ ふ た ん り ょう り ょう きん
介護給付費が適用される場合は、利用者のご負担はサービス利用料金の
わり かいごきゅうふひてきょうがいぶぶん ぜんがくり ょう し ゃ ふ た ん
1割です。介護給付費適用外部分については、全額利用者のご負担とな
ります。

ちゅう 注2 こう き さい こ べ つ げ ん め ん てきょう ばあい げ ん め ん ご きんがく
(2)項に記載する個別減免が適用される場合には、減免後の金額となり
ます。

ちゅう 注3 り ょう し ゃ ふ た ん が く か ん け い ほう れ い も と さだ けいやくきかんちゅう か ん け い
利用者負担額は関係法令に基づいて定められるため、契約期間中に関係
ほう れ い かい て い ば あ い かい て い ご きんがく てきょう
法令が改定された場合には、改定後の金額を適用するものとします。ま
た、かいごきゅうふひ てきょうがいぶぶん へんこう か げ つ ま え り ょう し ゃ ぶんしよ
介護給付費適用外部分の変更については、1ヶ月前に利用者に文書
でご連絡いたします。

ちゅう 注4 じょうき きんがく ご ぜん じ ご ご じ り ょう り ょう きん そうちゅう ご ぜん じ
上記の金額は、午前8時～午後6時までの利用料金です。早朝(午前7時
～午前8時)・夜間(午後6時～午後10時)の利用料金は、上記料金に
125/100 を、しょうがいし え ん く ぶん がいとう り ょう り ょう きん じょうきりょうきん
を、障害支援区分3に該当する利用料金は、上記料金に
120/100 を、しょうがいし え ん く ぶん がいとう り ょう り ょう きん じょうきりょうきん
を、障害支援区分4以上に該当する利用料金は、上記料金
に 140/100 を乗じた額になります。

また、き ぼう ぎょうむないよう り ょう り ょう きん こと しょうさい
また、ご希望になる業務内容により利用料金が異なりますので、詳細は

コーディネーターにご相談^{そうだんくだ}下さい。

注5 事業所^{じぎょうしょ}は、国の定める^{くに さだめ}特定事業所^{とくていじぎょうしょ}に該当^{がいとう}します。特定事業所^{とくていじぎょうしょ}とは、サービス提供体制^{ていきょうたいせい}の整備^{せいび}(研修^{けんしゅう}の計画的実施^{けいかくてき じっし}等^な)や良質^{りょうしつ}な人材^{じんざい}の確保^{かくほ}(すべてのコーディネーターが3年以上^{ねん いじょう}の介護等^{かいごとう}の実務経験^{じつむ けいけん}を有^{ゆう}する介護福祉士^{かいご ふくし})を行っている事業所^{じぎょうしょ}です。良質^{りょうしつ}な人材^{じんざい}の確保^{かくほ}とサービスの質^{しつ}の向上^{こうじょう}を図^{はか}る観点^{かんてん}から「特定事業所加算^{とくていじぎょうしょかさん}」として通常^{つうじょう}の基本単位^{きほんたんい}より10%加算^{かさん}されています。

注6 中山間地域等^{ちゅうさんかんち いきとう}に居住^{きょじゅう}している者^{もの}に対して提供^{ていきょう}されるサービスについて、特別地域加算^{とくべつち いきかさん}として通常^{つうじょう}の基本単位^{きほんたんい}より15%加算^{かさん}されます。姫路市内^{ひめじしな}の対象地域^{たいしやうち いき}は、旧家島町全町^{きゅういえしま ちやうぜんちやう}、安富町全町^{やすとみ ちやうぜんちやう}、夢前町全町^{ゆめさきちやうぜんちやう}、香寺町奥^{こうでらちやう おく}須加院・久畑・中村^{すかいん くばた なかむら}です。

(2)利用者負担^{りやうしゃふたん}の減免^{げんめん}について

・利用者負担^{りやうしゃふたん}に関する月額上限^{げつがくじやうげん}

1ヶ月あたりのサービス利用^{かげつ}にかかる定率負担^{りやう ていりつふたん}(1割^{わり})については、所得^{しやとく}に応じて4区分^{くぶん}の月額負担額^{げつがくふたんがく}が設定^{せってい}されそれ以上負担^{いじやうふたん}する必要^{ひつよう}はありません。

(3)その他の費用^{た ひよう}について

交 通 費	姫路市域内の利用者^{ひめじしいきな}は、利用料金^{りやうしや}に含まれており、いただきません。ただし、利用者^{りやうしや}の居宅^{きたく}が通常^{つうじょう}の事業実施地域外^{じぎやうじっし ちいきがい}(姫路市外^{ひめじしが})に在るときは、利用者^{りやうしや}に次の料金^{つぎ りやうきん}をご負担^{ふたん}していただきます。 公共交通機関^{こうきやうこうつうきかん}を利用する場合^{りやう}………実費^{じつぴ} 自動車等^{じどうしやなど}を利用する場合^{りやう}……走行距離^{そうこうきよ}1キロメートルにつき10円^{えん}
-------	---

キャンセル料	利用者の都合でサービスを中止する場合には、次のキャンセル料をいただきます。ただし、入院等、緊急やむをえない事情が有る場合を除きます。 キャンセル申込みが ・サービス利用の前日午後5時20分まで……無料 ・上記以降およびサービス当日……利用者負担金の全額
複写物の交付	1枚につき 10円(その都度お支払い下さい)

7. 料金の支払い時期と支払い方法について

利用料、その他の費用の請求	①利用者負担が有る場合に、利用の月ごとにその合計金額を請求いたします。 ②請求書は利用明細を添えて、利用のあった月の翌月20日までに利用者宛に郵送いたします。
利用料、その他の費用の支払い	原則、利用者指定口座からの自動振替となります。 利用者指定口座からの自動振替の場合は利用のあった月の翌月27日、もしくは27日が金融機関の休日にあたる場合は直後の平日に自動振替いたします。 お支払いを確認後、領収書を送付いたしますので、必ず保管をお願いいたします。 なお、特別な事情がある場合のみ郵便振込も可能です。 その場合、振込手数料の一部はお客様負担(令和4年1月の改定以降)となる場合があります。

8. サービス提供の手順について

- ① 同行援護サービスの利用申込
- ② 重要事項の説明・個人情報取り扱いの説明・契約締結・サービス利用案内
- ③ サービス利用希望日時・内容の確認、同行援護計画の作成
- ④ 同行援護計画の説明と同意
- ⑤ 訪問ヘルパーのコーディネート

⑥ 同行援護計画に基づくサービス提供(同行援護計画の見直し)

⑦ 利用料金の請求

⑧ 指定口座から利用料金の引落とし

⑨ 領収書の発行

9. 担当者の変更について

担当コーディネーターの変更をご希望される場合は、苦情受付担当者まで、
担当ヘルパーの変更をご希望される場合は、相談担当者までご連絡下さい。
利用者のご希望を尊重して調整させていただきますが、事業所の人員配置など
により、ご希望に添えない場合もあることをご了承下さい。

なお、事業所では担当ヘルパーの指名はおこなっておりません。

10. 担当者の禁止行為について

担当者は、サービス提供契約以外の営利行為、宗教勧誘、金品の授受や賃借、
私的訪問や私的契約、保証人になるなどの行為は禁止されています。

11. 事業者の責務について

(1) 同行援護計画について

利用者の日常生活の状況及びその意向を踏まえて、同行援護計画を作成し、
その計画を利用者に説明交付し、その計画に基づいてサービスを提供します。

また、同行援護計画作成後においても、サービス実施状況の把握を行い、
必要に応じて同行援護計画の見直しを行います。

(2) サービス提供内容の記録について

利用者に提供したサービス提供の記録は5年間保管します。記録については、
利用者とそのご家族に限り、閲覧および写しの交付が可能です。

(3) 秘密保持と個人情報の保護について

事業者および同行援護員がサービスを提供する際に、利用者やご家族に関して知り得た情報については、契約期間中はもとより契約終了後も正当な理由なく第三者に漏らしません。

ただし、円滑かつ一体的なサービスを提供するために、障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との会議において、利用者もしくはご家族の最小限の情報を使用する必要があります。

この場合には、あらかじめ利用者もしくはご家族に説明し、同意を得た上で使用します。同意を得た場合は、同意書に署名をいただきます。この同意書の有効期限は、契約期間と同じとします。

なお、情報使用にご同意いただけない場合は、サービス調整が出来ず一体的なサービスが提供できない場合もございます。

また、利用者のご家族からのご希望があった場合には、利用者に連絡すると同様の通知をご家族に行なうことも可能です。

(4) 身分証明書の携行について

利用者に同行援護サービスを提供する事業者の同行援護員は、身分証明書を携行し、初回訪問時および利用者やご家族から求められた際は、いつでも提示します。

(5) 賠償責任について

① 事業者の責任において、利用者の生命・身体・財産などを傷つけた場合は、事業者は利用者にその損害を賠償します。

② 事業者はあいおいニッセイ同和損害保険株式会社の「損害賠償保険」

かにゆう しょうさいないよう し ばあい じぎょうしゃ
に加入しています。詳細内容について、お知りになりたい場合は事業者ま
でご連絡下さい。

(6) 虐待防止のための措置について

ア 事業者は利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、必要な体制の整備を
おこな 行うとともに、次の措置を講ずるものとします。

ぎゃくたいぼうし たいさく けんとう いいんかい ていきてき ねん かい かいさい
・虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的(年1回以上)に開催すると
ともに、その結果について従業員に周知徹底を図ります。

ぎゃくたいぼうし しんたいこうそくてきせい かしん せいび
・虐待防止・身体拘束適正化のための指針を整備します。

ぎゃくたい ぼうし じゅうぎょうしゃ たい けんしゅう ねん かいじょう じっし
・虐待を防止するための従業員に対する研修(年1回以上)を実施します。

ぎゃくたい ぼうし かん せきにんしゃ たんとうしゃ せっち
・虐待の防止に関する責任者、担当者を設置します。

せいねんこうけんせいど りよう そくしん
・成年後見制度の利用を促進します。

りようしゃおよ かぞく くじょうしよりたいせい せいび
・利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備します。

た ぎゃくたいぼうし ひつよう そ ち こう
・その他虐待防止のために必要な措置を講じます。

イ 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者(利用者の
かぞくなどこうれいしゃ しょうがいしゃ げん ようご もの ぎゃくたい う おも
家族等高齢者・障害者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる
りようしゃ はっけん ばあい すみ しちょうそん つうほう
利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

12. ハラスメント行為等の禁止について

ハラスメント行為等を防止し、円滑なサービス提供を行うため、契約書

第6条(2)イの遵守をお願いいたします。お守りいただかず、円滑なサー

ビス提供に支障が生じる場合は契約を解除することがあります。なお、

イ 3)～6)の例を下記に例示しますのでご確認ください。

(1) 身体的暴力(身体的な力を使い危害を及ぼす行為)

※職員が回避したため危害を免れたケースを含みます

例: ・コップを投げる

・蹴る

・手を払いのける

・たたく

・手をひっかく

・つねる

・首を絞める

・唾を吐く

・服を引きちぎる

(2) 精神的暴力(個人の尊厳や人格を否定する言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為)

例: ・大声を発する

・サービスの状況を必要以上にのぞき見る

・怒鳴る

・気に入っている職員以外に批判的な言動をする

・威圧的な態度で苦情を言い続ける

・刃物を胸元からちらつかせる

・「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する

・利用者の配偶者が「自分の食事と一緒に作れ」と強要する

・家族が利用者の発言を鵜呑みにし理不尽な要求をする

・訪問時不在のことが多く書置きを残すと「予定通りサービスが
れていない」として謝罪して正座をするよう強く求める

・「たくさん保険料を支払っている」と大掃除を強要し断ると苦情を
言う

・利用料金の支払いを求めたところ手渡しせずにお金を床に並べて
それを拾って受け取るよう求める

・利用料金を多数回滞納しながら「請求しなかった事業所にも責任
がある」と支払いを拒否する

・特定の同行援護員に嫌がらせをする

(3)セクシャルハラスメント(意に添わない性的誘い掛け、好意的態度の要求等、
性的な嫌がらせ行為)

例:・必要もなく手や腕をさわる

・抱きしめる

・裸の写真を見せる

・業務中あからさまに性的な話をする

・卑猥な言動を繰り返す

・サービス提供に無関係に下半身を丸出しにして見せる

・業務中の同行援護員の衣服に手を入れる

(4)不適切なサービス要求(給付として不適切と考えられるサービス提供を
求める行為)

「直接本人の援助」に該当しない行為

主として家族の便利に供する行為又は家族が行うことが適当であると

判断される行為

- ・利用者以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し
- ・主として利用者が使用する居室等以外の掃除
- ・来客の応接(お茶、食事の手配等)
- ・自家用車の洗車、清掃等

「日常生活の援助」に該当しない行為

同行援護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断

される行為

- ・草むしり
- ・花木の水やり
- ・犬の散歩等ペットの世話等日常的に行われる家事の範囲を超える
- ・行為
- ・家具、電気器具等の移動、修繕、模様替え
- ・大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
- ・室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- ・植木の剪定等の園芸
- ・正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理等

※給付の範囲外のサービス利用を希望する場合は、相談支援事業所又は市に

連絡した上で、希望内容に応じて生活支援サービスや住民参加型福祉サービ

ス、ボランティアなどの活用のための助言を行います。

13. 契約の終了について

次の場合には、自動的に契約は終了します。

1. 利用者がお亡くなりになった場合

14. 緊急時の対応

サービス提供中に利用者に緊急の事態が発生した場合、速やかに利用者の主治医及び家族等に連絡を行います。主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講じます。

15. 相談・苦情窓口について

事業者が提供するサービスについて、ご相談や苦情などがございましたら、事業所の窓口まで遠慮なくお申し出ください。

サービスの相談や苦情の窓口

ヘルパー事業室 相談・苦情受付窓口	姫路市栗山町151-2 栗山別館5階
	電話番号 079-224-3525
	FAX 079-287-1323
	受付時間 午前8時35分～午後5時20分
	受付曜日 月曜日～金曜日(祝日は除く)
	苦情受付担当者 井上 あゆみ
苦情解決責任者 瀬崎 智紀	
相談担当者 担当コーディネーター	

事業所窓口以外でも、ご相談や苦情などについては下記の窓口でも受付けています。

第三者委員 黒津 美智子	電話番号 079-245-2997 受付時間 午前9時～午後5時
第三者委員 山口 兼弘	電話番号 079-222-1271 受付時間 午前9時～午後5時

姫路市健康福祉局 福祉総務部障害福祉課	姫路市安田4丁目1番地 姫路市役所1階 電話番号 079-221-2454
------------------------	--

	FAX 079-221-2374
ひょうごけんふくし 兵庫県福祉サービス うんえいてきせいはいんかい 運営適正化委員会	こうべしちゅうおうくさかくちとおり 神戸市中央区坂口通2-1-1 でんわばんごう 電話番号 078-242-6868 FAX 078-271-1709

16. 重要事項を説明した年月日

せつめいばしょ 説明場所	☐ 利用者のご自宅 ☐ 事業所 姫路市栗山町151-2 ☐ 上記以外の場所
せつめいねんがつび 説明年月日	れいわ ねん がつ にち 令和 年 月 日 ごぜん・ごご じ ぶん から ごぜん・ごご じ ぶん まで 午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで

※なお、この重要事項説明書の内容に変更が生じた場合(職員の人数に関する
ことは除きます)は、利用者にその内容を文書にて通知し、口頭にてご説明しま
す。同意を得た場合は、同意書に署名をいただきます。

同行援護サービスの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重
要な事項を説明しました。

事業者 所在地 姫路市安田三丁目1番地
 名称 社会福祉法人 姫路市社会福祉協議会
 代表者 理事長 竹田 佑一 印
 説明者 所属 姫路市社会福祉協議会ヘルパー事業室

氏名 印

わたし ほんしよめん じぎやうしゃ じゅうよう じこう せつめい う ていきよう
私は、本書面により事業者から重要な事項の説明を受け、提供されるサービス
スについて同意しました。

りようしゃ
利用者

じゅうしょ
住所

しめい
氏名

いん
印

ほごしゃ
保護者

じゅうしょ
住所

しめい
氏名

いん
印

だいにんにん だいにんにん せんてい ばあい
代理人(代理人を選定した場合)

じゅうしょ
住所

しめい
氏名

いん
印

つづきがら
続柄

しよめいだいこうしゃ しよめいだいこうしゃ せんてい ばあい
署名代行者(署名代行者を選定した場合)

じゅうしょ
住所

しめい
氏名

いん
印

たちあいになん たちあいになん せんてい ばあい
立会人(立会人を選定した場合)

じゅうしょ
住所

しめい
氏名

いん
印

ひ め じ し しゃ かい ふく し きょう ぎ かい
姫路市社会福祉協議会 じ ぎ ょ う し つ
ヘルパー事業室

し て い じ ぎ ょ う し ょ ぼ ん ご う どう こう え ん ご
指定事業所番号 同行援護 2814000192

じ ゆ う し ょ ひ め じ し くり や ま ち ょ う
住所:姫路市栗山町151-2

で ん わ
電話:079-224-3525